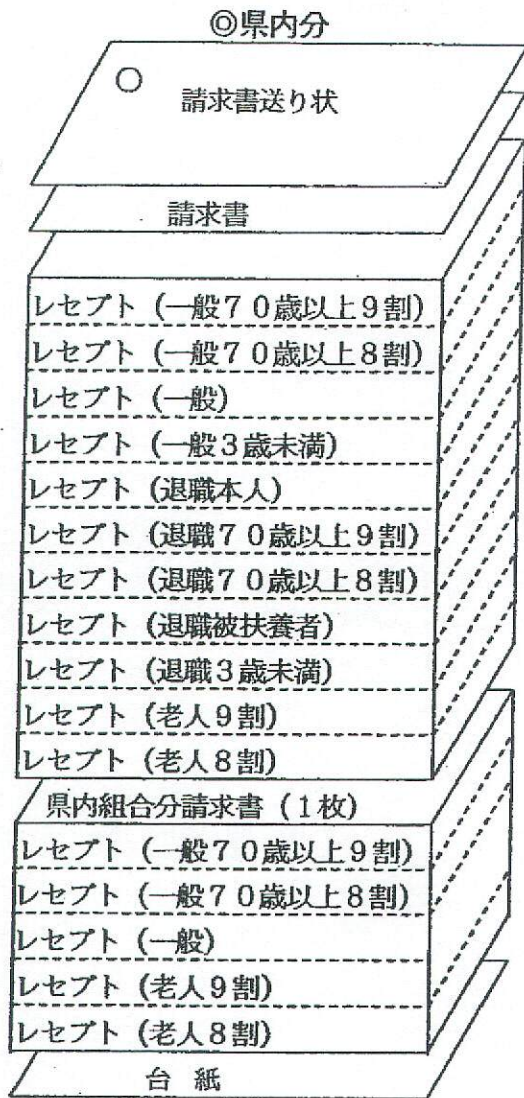


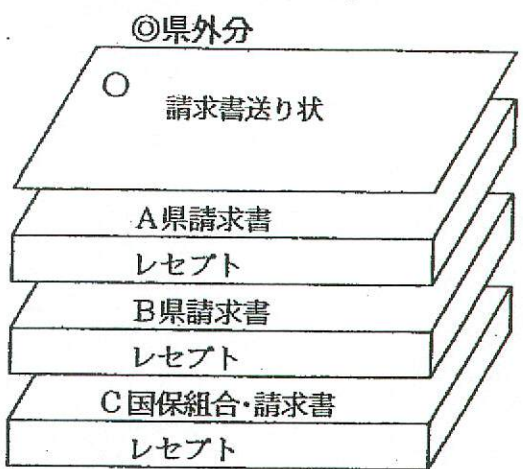
診療報酬請求書送り状・診療報酬請求書及び診療報酬明細書の編てつ方法

(*県内分、県外分別々に、ひも一本で綴じてください。)



一市町分レセプト

県内組合分レセプト



保険者番号順・保険者ごとに編てつ
県外市町村及び県外組合国保分

※県外分については、県内分と同様に各保険者(市・町・村・国保組合)ごとに請求書をそれぞれ1枚添付して、編てつしてください。

- ◎県内分として扱う国保組合
香川県医師国保、香川県建設国保
- ◎県外分として扱う国保組合
上記2組合以外の国保組合

なお、入院・入院外がある場合は、従来どおり入院で上記の順に固めていただきその下に入院外で上記の順に固めていただき、各保険者ごとに編綴してください。また、平成14年9月分以前のレセプトは一般・退職本人・退職被扶養者・老人9割のところに入れて集計及び編綴してくださいますようお願いいたします。

*県内分編てつ順	
高松市	370015
丸亀市	370023
坂出市	370031
⋮	⋮
香川県医師国保	373019
香川県建設国保	373043

注 意 事 項

1. 記載誤り、記載漏れ、計算誤り等がないか、提出前にもう一度確認して下さい。
2. 国保連合会より送付された増減点通知書や書面連絡は必ず確認し、3年間保存して下さい。
3. 増減点通知書についてのお問い合わせは、できるだけ早くお願いします。
4. 老人保健で原爆患者の場合
 - 明細書は、特記事項欄に13と表示し、摘要欄に朱色で(原)と記載して下さい。
 - 請求書は、通常の老人保健扱いで、公費負担医療の欄に77と記載して下さい。又、送り状にも区分法制番号欄に77と記載願います。尚いづれも再掲です。

【 明 細 書 の 取 り 下 げ 依 頼 】

当月請求分に内容等に誤りを発見した場合、当月20日までに国保連合会に取り下げ依頼をすれば翌月に返戻されます。(電話依頼でも可)

国保連合会で処理が終了している場合(翌月以降)には、再審査等申出書(別添様式)を国保連合会に提出する様願います。

【レセプト電算処理システムによる診療報酬請求方法について】

- ◎ レセプト電算処理によりFD又はMOで国保連合会へ診療報酬を請求される医療機関はレセプトデータの収録を上記のとおり各保険者の保険種別毎にお願いいたします。
- ◎ 送り状、保険者別請求書は、県内分・県外分とも従来どおり紙ベースで提出して下さい。
- ◎ 返戻となったレセプト(審査委員・事務・過誤・再審査)と未請求レセプト(当月分以外)については、FD又はMOに収録せず紙ベースで提出し、送り状、保険者別請求書には合算して請求して下さい。